

第5回 経済活性化ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年11月25日（木）14時00分～15時04分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）武井一浩（座長）、御手洗瑞子（座長代理）、大槻奈那、夏野剛

（専門委員）井上岳一、落合孝文、後藤元、竹内純子、堀天子、瀧俊雄、林いづみ

（政府）牧島大臣、小林副大臣、山田政務官

（事務局）村瀬室長、辻次長、山西次長、吉岡次長、渡部次長、川村参事官

（ヒアリング対象者）

中原裕彦 文化庁 審議官

吉田光成 文化庁 著作権課長

（オブザーバー）

田中茂明 内閣府 知的財産戦略推進事務局 局長

藤野克 総務省 大臣官房審議官（情報流通行政局担当）

井田俊輔 総務省 情報流通行政局情報通信作品振興課長

高木美香 経済産業省 商務情報政策局コンテンツ産業課 課長

4. 議題

（開 会）

議題. 「簡素で一元的な権利処理」の在り方に関する検討状況について

（閉 会）

5. 議事概要

○武井座長 では、定刻となりましたので、ただ今より「規制改革推進会議 第5回経済活性化ワーキング・グループ」を開会いたします。

本日は著作権分野より、簡素で一元的な権利処理の在り方に関する検討状況について、御審議をいただきます。

本日は、牧島大臣、山田政務官にも御出席いただいております。また、小林副大臣にも後から御出席いただきます。

では最初に、牧島大臣様より御挨拶をいただきたいと思います。牧島大臣、よろしくお願いたします。

○牧島大臣 ありがとうございます。お忙しい中、皆様にはお集まりいただいております。感謝申し上げます。

本日の経済活性化ワーキング・グループ第5回目、テーマは、著作権制度の見直し、簡素で一元的な権利処理の在り方について、御議論をお願いいたします。

規制改革推進会議では、昨今の放送業界における環境の変化を踏まえて、放送番組のネ

ット配信に向けた制度改正を求めてまいりました。その取組は、本年5月、文化庁を始めとする関係省庁の御尽力の下、著作権法改正という形で一定の成果を得たものと存じます。

しかしながら、デジタル技術の進展、普及に伴いまして、コンテンツ市場全体においても、劇的な構造変化が発生しています。

このような中で、権利処理の難しさやコスト、手間がコンテンツ利用の妨げとなつてはいけないと考えております。

こうしたことを踏まえて、権利処理のコストを低減させて、著作物の権利処理の円滑化と権利者への適切な対価還元の実現すべく、この半年、文化庁では簡素で一元的な権利処理の在り方について、御検討いただいていたと理解しております。

現時点までに、例えば、管理団体に属さない著作物を、管理団体に属する著作物と同じ条件で利用できるようにする制度の実現、分野を横断するデータベースの構築や、一元的な窓口の創設などが具体的な論点として挙げられていると承知しています。

文化庁には、本日の御議論等を踏まえて、スピード感をもって、必要な制度設計を行っていただくよう、お願いします。

また、内閣府知的財産戦略推進事務局、総務省、経済産業省においても、引き続きの御協力をお願いします。

私からは、以上です。

○武井座長 牧島大臣、ありがとうございました。

続きまして山田政務官様、お願いいたします。

○山田政務官 政務官をやっております、山田太郎でございます。

本件は、自民党の知財調査会において私が責任者で随分やらせていただいたものでもありまして、また、あのときは夏野さんと随分やりとりをしましたけれども、もう一步規制改革を進めるという意味においては、私も政務官に着任しましたので、どんどん進められればと思っております。あの時は、どちらかという于行司役で、なかなか難しい立場でやらせていただいたので、こちらでも夏野さんと一緒にお仕事ができるのは光栄であります。

今回は、許諾推定の話などもあって、これは放送業界においても、すごく画期的なことを決めているのですね。今までの法体系ではあり得なかったような、推定に関する許諾推定というものが整備されてきましたし、もう1つ、一括権利処理というのは、いろいろな権利団体の中で、利害関係もあって難しい最大の分野であるのも事実だと思います。

先行して御案内のとおり、教育目的ではサートラスがスタートしているのですが、こういったものの分配の仕組みが本当にうまくいくのかどうかという現実を見据えた上で、この話をやっていかないと、絵に描いた餅になってしまい、結局進まないということになります。

諸外国のケースも、私自身、随分調べてきました。イギリスでは進んでいると言われたものの、実際、現地の調査をしてみますと、なかなか難しい部分もあるということが見えてきましたので、その辺り、現実に即した部分とはいえ、デジタル化でしっかり権利処理

がスムーズに行われないと、日本はデータの側面で遅れていってしまうということにもなります。

著作権の在り方に関しても、デジタル著作権みたいなものが必要なのではないかという議論は党の方でやっていたのですが、是非政府の方でもそういう議論が必要であればお願いしたい。これまでの著作権は、どちらかというところ、人格権を中心として、俺のものは俺のものだというようなことを前提に議論していく中から、いわゆる経済的な利益、いわゆる経済権といったものが、著作権のもうちょっと大きな議論になってきていると思っています。

本当に、時代的に変えなければいけない最大に重要な部分でもあると思っておりますので、是非委員各位の皆様には、よろしく議論していただければと思っています。

以上です。

○武井座長 山田政務官様、ありがとうございます。

では、審議に入ります。

本日は、文部科学省文化庁審議官の中原様にお越しいただいています。お忙しいところ、大変ありがとうございます。

また、内閣府知的財産戦略推進事務局の方、総務省の方、経産省の方にもご関係先として御参加いただいております。よろしくお願いいたします。

では最初に、先日策定されました、放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドラインにつきまして、文化庁の中原審議官様より、簡単に御報告をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○文化庁（中原審議官） 文化庁審議官の中原でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドラインの策定について御説明を申し上げます。

放送同時配信等の権利処理の円滑化などを図るため、令和3年の改正著作権法63条5項では、権利者が放送同時配信等を業として行っているなどの要件を満たす放送事業者と、放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際に、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送に加え、放送同時配信等の利用も許諾したと推定するという規定を新設しました。

こうした、いわゆる許諾推定規定の施行に当たりましては、放送事業者と権利者との間で安定的な運用が行われるよう、制度の内容やその活用方法、留意事項など、本規定の解釈・運用に当たっての指針を示したガイドラインを策定するため、文化庁及び総務省が主催しまして、放送事業者、権利者双方が参画する検討会におきまして、法案成立後の6月から速やかに協議を行い、7月のパブリック・コメントの実施を経まして、双方の合意の下、8月25日に策定をいたしました。

ガイドラインの中におきましては、詳細な御説明は、お時間の都合で割愛させていただ

きますけれども、事務的なトラブルを解決する観点から、放送同時配信等の許諾に当たって、放送事業者側に求められる条件や留意事項や、権利者側の別段の意思表示における条件、留意事項等を明示しております。

このガイドラインにつきましては、策定当日に、文化庁及び総務省のホームページで公表し、併せて文化庁のホームページにおきましては、関連するQ&Aなどを公開しまして、広く放送事業者の皆様等に対して、その周知に努めているということでございます。

引き続き総務省と連携しまして、実効的な運用を図っていきたくと考えております。

本件については、以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

本件につきまして、文化庁様及び総務省様におかれましては、迅速な御対応をいただきまして誠にありがとうございます。引き続き、権利者や利用者に向けました、分かりやすい御説明、周知をお願いできましたらと思います。

それでは、本日の議題「『簡素で一元的な権利処理』の在り方に関する検討状況について」にまいりたいと思います。

本件について、まず、文化庁様より御説明いただきます。文化庁の中原審議官様より、簡単に10分ほどで、適宜御説明をいただきましたらと思います。

では、中原様、よろしく願いいたします。

○文化庁（中原審議官） ありがとうございます。

簡素で一元的な権利処理の在り方に関する検討状況につきまして、御説明を申し上げます。

本年7月に文部科学大臣より、文化審議会に対しまして、デジタル・トランスフォーメーション時代に対応した著作権制度・政策の在り方について、諮問をしました。

諮問事項のうち、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元につきましては、優先して審議を行うこととしまして、文化審議会著作権分科会基本政策小委員会におきまして、およそ月2回のペースで、これまで7回ほど審議を頂戴しております。

そして、委員には、新たにインターネット上におけるコンテンツ利用に詳しい、日本ネットクリエイター協会の仁平様、エンターテイメント表現の自由の会の坂井様のほか、拡大集中許諾制度等に知見のある生貝准教授にも御参画をいただいております。

さらに、本年5月末の投資等ワーキング・グループにおいて御指摘をいただきました、著作権関係者のみによる議論とせず、開かれた議論を行うべく、ネットクリエイターや、いわゆるZ世代のなどのDXの関係者を含め、クリエイターの皆様等の著作権者などから、あるいは放送事業者、ネット事業者といった利用者、事業者など、また、本日御臨席の規制改革推進会議の専門委員である、林いづみ先生にもプレゼンテーションを賜るなど、多様な関係者の方々からヒアリングを行うとともに、広く国民の皆様の見解を把握するために、パブリック・コメントを実施して、その意見聴取に努めてまいりました。

これまでの議論と方向性について、令和3年11月15日、文化審議会著作権分科会基本政

策小委員会において議論した簡素で一元的な権利処理方策について中間まとめの素案というペーパーをお配りさせていただいているかと存じますけれども、それに基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、2ページをお開きください。

ここにおきましては、目指すべき方向性というのをまとめております。

拡大集中許諾制度を基にした簡素で一元的な権利処理が可能となる仕組みの実現につきまして、今回、新たに分野を横断する一元的窓口組織を活用した権利処理の仕組みを構築することとしております。

まず、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口というものを創設しまして、今後構築する分野横断データベースなどを活用した著作権者等の探索等を行うとしております。

その結果としまして、集中管理が行われているものなど、著作権者が明確な場合は、その著作権等管理事業者等の著作権者等に取次ぎや、案内を行うということになるかと思えます。

一方、探索の結果、分野横断データベース等に権利情報がなく、集中管理がされていない、あるいは分野を横断する一元的な窓口による探索等におきましても、著作権者等が不明である、あるいはその著作物等につきまして、権利処理に必要な意思表示がなされていない、あるいはその著作権者などに対して、連絡が取れないとか、あるいは連絡を試みても返答がないといった場合につきましては、こうした新しい権利処理の仕組みを創設しまして、当該著作物等を円滑かつ迅速に利用できるようにしていきたいと考えてございます。

こうした点について、これを総合的に見ながら、そして冒頭、牧島大臣からも御指摘がございましたように、DX時代にふさわしい技術を使いながら構築していくというような観点からいたしますと、この新しい権利処理の仕組みの例としましては、いわゆる拡大集中許諾制度のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与えるもの、あるいは窓口組織への申請や、十分な使用料相当額の支払いをもって、利用又は暫定利用を可能とする、窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行すると、こういったものを想定したものでございます。

これをイメージしたもの、明示化したものが、次のページでございます。

ここにおきまして、一元的な窓口を活用した新しい権利処理イメージを示させていただきます。

まず、左から見ていきまして、利用者は分野を横断する一元的な窓口に対して搜索を依頼し、窓口組織は分野データベース等を活用するなどして権利者の探索を行うということでございます。

特に集中管理がされておらず、意思表示がされていない場合、真ん中のところにある場合や、権利者不明の場合のものについては、新しい権利処理の仕組みの対象になるということでございます。

この仕組みの創設によりまして、著作権者等の探索コストが最小化する。意思表示がな

かったりですとか、あるいは連絡が取れなかったりする場合の権利処理が容易になる。ライセンス事業等の既存ビジネスの影響や、集中管理率が低い我が国における実現可能性への配慮が可能となる。あるいは複数の著作権者等への許諾が必要な場合に、その一部の者が不明等により許諾が得られない場合の利用が可能となる。あるいは、これもDX時代にありますように、今後生じ得る新たな利用場面に柔軟に対応できる環境整備に資する、そういった意義があるのではないかと考えてございます。

その想定される場面でございますけれども、審議会におけるヒアリングや意見募集等で、ニーズの掘り起こし等を行ってきているところでございます。

DX時代、デジタル化や、その技術革新が進む中におきましては、今後も必要とされる場面が増えていくといったことが考えられるものの、現状では、過去のコンテンツの利用あるいは著作権者等が不明又は著作権者等に連絡を取ることができない、複数の著作権者がいて許諾が得られないコンテンツの利用ですとか、一般のユーザーが創作する作品である、いわゆるUGCの二次利用、そして、市民向けの公開講座の配信といった生涯学習等の場面での利用といったものが挙げられてございます。

次のページをお開きください。

続いて、この新しい権利処理の仕組みの実現について、検討すべき今後といたしますか、克服していくべき各論について御説明を申し上げます。

1点目が、分野横断データベースの構築になります。

既存の集中管理団体のデータベース、音楽権利情報検索ナビやジャパンサーチといったところと連携させた分散管理型の分野横断的な権利情報データベースといったものの構築を目指してまいりたいと存じます。

その際、拡張性の高い仕組みにするとともに、権利情報の統一やフォーマットの標準化等、データベースが機能するための仕組みというものを構築します。

そして、このデータベースには、集中管理されていないコンテンツや、いわゆるUGCといったようなものに関する情報も掲載されるといったことが望ましいと考えておまして、そのためのインセンティブといったものについても検討していきたいと思っております。

2点目が、集中管理の促進でございまして、コンテンツの円滑な利用の貢献のための機能強化方策を追求してまいります。

3点目が、分野横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の個別課題になります。

まずは、権利者の意思の尊重のため、簡易で分かりやすいオプトアウトの仕組みの検討を行います。

そして、著作物について著作権者等による意思表示がされることが重要だと考えております。意思表示をその権利者にしていただけるような普及啓発を行うとともに、意思表示の在り方や手法、真正性確保についても詳細の検討を進めていきたいと思っております。

さらに、この組織を構築するに当たりましては、一定の管理運営コストが生じ得ると考

えられます。管理運営コストを最小限にする工夫や、探索支援、権利処理支援に伴う手数料収入等の活用により、持続可能な仕組みとしたいと思っております。

4点目としまして、現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善でございます。

そこに掲げておりますような、供託手続の不要化とか、供託金の算定の根拠となる情報の提供、あるいは供託手続の改善又は供託金に係る制度の見直し、手続の民間委託、こういったものを組み合わせて、よりよい制度にするように改善に努めてまいりたいと思っております。

そのほか、UGCへの対応や、新しい技術を活用した運用や制度についても必要な検討を行うとしてございます。

以上が主な内容になりますけれども、権利情報データベースの構築につきましては、既に経済産業省の協力を得まして、連携して調査研究を行うとしております。

このような今回の中間まとめの内容につきましては、引き続き、関係省庁と連携を行いつつ、速やかに進めていきたいと思っております。

新しい権利処理の仕組みの実現に当たりましては、これまでの審議におきましても、法制的課題や国内法制、条約との関係など、詳細な議論が必要であるという意見がございました。

このため、本中間まとめで示した方向性を実現するための法制化の議論と、窓口組織の創設やデータベースの構築といった実務的な議論といったものを並行して行いつつ、来年度の法案提出を目指したいと考えてございます。

文化庁からは、以上でございます。

○武井座長 中原審議官様、丁寧な御説明をいただきまして誠にありがとうございます。

まさにいろいろな論点が絡む難しい問題に対しまして、開かれた議論をしていただいでいて、かつ、とても前向きな検討をしていただいでいると感じました。いろいろな実務的な重要な事項につきましても、検証されているかと思えます。御報告、誠にありがとうございました。

では、ここから質疑に入りたいと思えます。どなたからでも結構ですので、御意見、御質問をいただけましたらと思えます。よろしく申し上げます。

では、夏野議長、よろしくお願ひいたします。

○夏野委員 ありがとうございます。

文化庁さん、本当にありがとうございます。大きく進展があるという感じがしております。

また、最初に御説明いただいた同時再送信のガイドラインの件についても、早速、民報さんが次々と、サイマルの放送をネットすることになって、次々と今年度スタートしていると思えますけれども、本当にありがとうございます。大きく放送業界が動いていることは、国民にとって大きな利益になると思えます。ありがとうございます。

その中で、今日御報告いただいでいる取りまとめの件で、全体としては、もうすばらし

い取組にさせていただいていると思っておりますので、5ページの今回の御検討されている中において、やはり、分野横断データベースというのがどれぐらいきちんとできるかというのが、肝になると解釈しております。

その中で、ゼロからデータベースを作るのは大変なので、当然、分野横断データベースの構築、5ページにあります項目の中の3つ目、要は既存のデータベースとの連携等ということが書いてあって、これは当然のことだと思っておりますけれども、一方で、残念ながら現実として、既存のデータベース、特に音楽関係のデータベースについては、非常に仕組みそのものがネットを前提としていない仕組みになっていることは御存じのとおりだと思います。つまり、CDを、あるいはレコードを発売すると、そのレコードが発売されることにひも付いて、各曲が登録されて、分配に関してもネット配信の全体の収入の中でレコードの売上に応じて、ネットの配信が売上也配分されるという仕組みで、現在の既存事業者は運営されていると思っております。

そういう意味では、この新しいネット配信とかネットクリエイターを想定して、CDとかを発売しないのだけれども、ネットだけでやるという人たちが、どういうふうはこのデータベースに登録するかということにおいては、ちょっと既存のデータベースのやり方だと、若干難しいのかなというところを感じるのですが、この辺の既存のデータベースを基にしながらも、全く新しいものを作っていくということなのか、それとも既存のデータベースを基に、それ以外のものについては全部、さっきのフローチャートにあった新しい権利処理の仕組みの場に振ってしまうのか、その辺はどういう方向性なのかを聞かせていただければと思います。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

では、文化庁様、いかがでしょうか。

○文化庁（中原審議官） 夏野先生、貴重な御指摘をありがとうございます。

まさしく先生御指摘のとおり、データベースをどのように作るかということと、それから、私たちの作る新しい権利処理の仕組みといったようなものがリンクしてくるというのは、御指摘のとおりだと存じます。

それで、今回の中間まとめの中でも、著作権者とそれからユーザー双方にとってウィン・ウィンとなるような、そういったデータベースを構築していきたいと思っておりますので、既存のデータベースの取扱いをどのように改善していくかといったようなことについては、さらに技術的な議論を、本日の御指摘を含めて、権利者の皆様の御理解を得ながら進めていけるような、建設的な議論を進めてまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○夏野委員 ありがとうございます。

是非重要な検討事項として、是非リストアップして、漏れがないように対応していただくことを望んでいます。よろしく願いいたします。

○武井座長 ありがとうございます。

では続きまして、落合委員、よろしくお願ひします。

○落合専門委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

既に法改正いただいている同時配信等の関係も含めて御整理を進めていただいております、非常にありがたく思っております。

私の方からは、3つほどお伺いできればと思っております。夏野議長の方から、先ほどデータベースのお話はあったのですけれども、実際の利用者側の、ネット配信等で利用する側のインターフェースとしては、やはり一元窓口というところが出てくるのだと思っております。ここの部分でのUI、UXの設計をすとか、体制を整備していったり、この辺りについて、今後、どう御計画されていくかというのが1つ目です。

2つ目は、分野によっては、集中管理団体がかなりの割合を持っているところもあると思っております、こういった特に管理団体を取り扱っている範囲が大きいところについて、各管理団体との御議論の状況について教えていただければというものです。

第3点、最後ですけれども、やはりオプトアウトの仕組みが非常に重要になってくるのかなと思っております、意思表示の方法であったり整理を、今回のこの拡大集中許諾というのを中心にということではありますが、必要とも思われます。権利行使の在り方だったりも考えていくことも含めて必要になってくると思っておりますが、今後、課題だと思われる点、もしくはこういう形で御整理されていこうとお考えになられている点を伺えればと思います。

以上、3点でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

では、3点につきまして、文化庁様からよろしくお願ひいたします。

○文化庁（中原審議官） ありがとうございます。

まず、落合委員の最初の一元的な窓口あるいは分野ごとのデータベースにおけるUI、UXというようなことにつきましてでございますけれども、これは、どんなふうに構築していくかというのを、さらに皆様と議論を詰めていかないといけません、データベースにおきましては、著作物等の利用条件といったようなことも含めて見られたりとか、そういった必要な情報を充実させるような努力をしていきたいと思っております。

そして、UXという観点からいきますと、基本政策小委員会の中でも、現在の著作権法の第47条の5の規定による所在検索サービスや情報解析サービスとの連携といった工夫も考えるべきという指摘も受けていますので、そういった点も含めて、まさに権利者であり利用者でもあるという二重性を有する皆様が多数いらっしゃる中で、いかにその最適解を見つけていくかというような観点から、精力的に検討していきたいと思っております。

管理団体の皆様からは、今回の基本問題政策小委員会におきましてプレゼンを頂戴したり、あるいはパブリック・コメント等におきまして建設的なご意見を頂きました。今回の報告書の中でも権利者情報の統一やフォーマットの標準化とか、あるいはそれぞれのデー

データベースにあるデータを紐付けるための必要なIDとかIDコードに関するルール、そういったことを検討することが重要だということも指摘されておりまして、そうしたところを建設的に議論していきたいと思っております。

また、落合委員御推察のとおり、意思表示につきましては、そうした意思表示がされることによりまして、安心して利用できる環境となり、あるいはオープンワークスとなることを未然に防止できたりといったような効果があって、非常に今回の制度においても重要な役割を果たすものだと思っております。

意思表示として現在されている方法としては、例えば、クリエイティブ・コモンズや、文化庁の自由利用マーク、あるいは、プラットフォームにおきましては、権利処理を促す連絡先や利用規約を掲げていくということが、これまでの対応にございますけれども、どういう方法が望ましいのかということについては、さらに、今後検討を行っていきたく思いますし、委員御指摘のとおり、意思表示の信頼性の確保ですとか、あるいは意思表示自体の保護をどう図っていくかという点は、本当に、冒頭、夏野先生からも御指摘があったような、技術的な状況をどう確保するかということと、それに整合するような法制度をどう作っていくか、この辺をうまくセットで議論していかなくてはいけないということだと思っておりますので、技術の状況を見ながら議論を深化させていきたいと思っております。

○落合専門委員 ありがとうございます。いずれも建設的に御検討いただいていると思えました。

最後の点については、やはり権利者からの懸念も強い一方で、利用者に利便がある形を実現するというのは非常に難しいとは思っておりますけれども、このネット配信のような時代の変化を踏まえたような形で、どういう意思表示の在り方がいいのかというのを、旧例に必ずしも捉われず、議論をうまい形でしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○文化庁（中原審議官） ありがとうございます。

○武井座長 ありがとうございます。

では続きまして、林委員、よろしくお願いいたします。

○林専門委員 ありがとうございます。

文化庁には前向きに取り組んでいただきまして、また、方向性についても、9月に私が意見陳述させていただいた精神も盛り込んでいただいたものと評価しており、感謝しております。

もう言うまでもなく、本件の背景というのは、国際的にも、IoT、AIによってコンテンツへのユーザーアクセスがインターネット中心の構造になったという、この構造変化に対応する必要があるということだと思っております。

つまり、デジタル化してネット上で「探せる」データベースを作る、既存のデータベースや管理データと「つなげる」ことができる、そして意思表示、許諾条件を確認して「使える」ということ、また、利用実績を収集して対価還元できる、こういったことを全てイ

インターネット上で実現する社会インフラ、これが、欧米では既に進んでいるのに、日本では周回遅れだという問題認識だと思います。

データ利活用については、分野間データ連携基盤技術において同じような「探せる」「つなげる」「使える」取組が進められていると思いますが、残念ながら著作権については、全くまだ一步も進んでいないというところが問題ではないかと思います。

是非、通信事業者側の方にも聞いていただきたい点なのですが、2001年の欧州指令では、通信事業者は、単なる管、導管ではなくて、自己の通信サービスが第三者によるコンテンツ利用に用いられる仲介者、インターメディエーターであって、仲介者はインターネット上の利用環境の適正化のために、最適な場所、ベストプレイスに維持しているものであるから、ステークホルダーとして、つまりコンテンツホルダーに対するカウンターパートとして、デジタル空間の社会インフラづくりに協力すべきだという、そういうスタンスでもって、いろいろな取組がなされてヨーロッパでは進んでいます。また、米国のMusic Modernization Actに基づくメカニカルライセンスにおいても、通信事業者は実際に、メカニカルライセンスの団体の運営資金を出したり、許諾システムやアプリケーションを作って提供したり、対価還元に必要な利用実績のデータをテラ単位で、その団体に提供したりといった協力をしております。

ここからが質問なのですが、規制改革実施計画では本件について、令和3年検討、結論、中間取りまとめで結論ということかと思いますが、令和4年度措置という形で閣議決定されております。今後は、この方向性を具体的な制度設計にするというステージに入っていくと思います。

そこで、本日御参加の総務省様にお伺いしたいと思います。規制改革実施計画においては、総務省の協力を得ながら所要の措置を講ずることとされております。令和4年度措置において、ただ今申し上げたような通信事業者が、カウンターパートとしての役割を担うことが求められていくと思うのですが、監督官庁として総務省はどのような協力、取組を予定されていらっしゃるのでしょうか。

○武井座長 ありがとうございます。

では、総務省の方、よろしくお願いします。

○総務省（藤野審議官） 総務省でございます。

すみません、私は放送の担当で来ましたが、通信の事業者の立場からしましても、ネットあるいはブロードバンドのインフラを運営していく立場として、その中を流れるコンテンツが非常に重要だということは申し上げるまでもないことでございます。

今般のこの取組については、放送事業者の立場として、つまり、こういった著作物等を利用する立場から、数々の協力を申し上げていこうということですが、おっしゃるような通信インフラを担う側の事業者の立場からも、こういったことができるのかということは、真摯に検討していきたいと思っておりますので、また、御指導をよろしくお願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。次回は、是非通信御担当の方にも参加いただいて、

具体的な議論を詰めていければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○武井座長 ありがとうございます。

では続きまして、山田政務官様、お願いいたします。

○山田政務官 2点あります。

1点目は、先ほど著作権データベースが重要だったのは、夏野さんからもお話があったのですが、現実、私もずっと知財のことをやらせていただいている、今日、経産省の高木さんも来ていらっしゃるの、もうずっと議論をしてきたことだと思うのですが、やはり今、JACCサーチやジャパンサーチは、必ずしも著作権用の著作者を割り出すデータベースにはなっていないと思います。

基本的には、例えば著作者は分かるのだけれども、権利者が分からないのですね。権利が移動したからといって、権利者をきちんと明記していない部分もあったりするので、本当に権利者データベースとして作っていくという意思であれば、JACCサーチでもジャパンサーチでも、そのように位置づけていく必要があるだろうと。

もう一つは、それらを維持するにしても、ずっと懸案の議論でありましたが、やはりインセンティブがないので誰がこれをメンテしていくのかというような議論ですね。英語版もないから海外に対して、例えば、クールジャパンの文脈で使おうと思っても、なかなか使われなとか、あるいは検索においても、例えばキャラクターで引けないので、ドラえもんで知りたいと思っても、タイトルと著作者は分かるかもしれないけれども、いわゆるそのコンテンツを買いたいとか使いたい人が、使う視点でもって作られていないという指摘はずっとしてきたと思います。

そういった意味で、今回こういった時代の著作権を流通させる、あるいは処理するために必要だということであれば、思い切ってそういう施策に踏み切った全体のデータベースの見直しをするべきなのではないかと思っております。JACCさんと経産省ですし、ジャパンサーチになると国会図書館ということだと思うのですけれども、今後どのようにこれを維持していくのか、発展させていくのか、お伺いしたいと思っております。

2点目なのですが、今日の議論からもっと大上段になると、結局、デジタル時代に著作権をどうするかという議論でもあるかと思っております。

特に今回一括処理が問題になる背景にあるのは、まさに各委員がおっしゃられているデジタル化ということなのですが、基本的に公衆送信の問題に関して、日本の著作権は非常に脆弱というか、そもそもそんなことを想定されていないで、50年経ってしまった著作権法だと思っております。

党にいるときは、さんざん知財本部でデジタル著作権の議論をしてきたのですが、フェア要素も含めて、冒頭でもちょっと言わせていただきましたが、人格権、例えば財産権というようなことで大きく舵を切って、デジタル著作権という形の議論は始められないものなのだろうか。そうでないと毎年毎年パッチワークを当てる形でもっての改正をずっとし続けるのかということなのだと思います。

ただ、ベルヌ条約等がありますので、そう簡単に国際条約を無視して、日本の事情だけで著作権が変更できないということはよく理解しているのですが、その辺りの今後の維持について、1つずつ、実際のデジタル化に合わせて潰していく、その法改正ができなければ何も前に進まない。AIなども2、3年前の改正がなければ、実際、国内では使えなかったというような状況も、著作権からの要請であったということも認識していますので、その辺りの方向をどのように考えているのかは、将来でも議論があるのか、文化庁さんを含めてお話しいただければと思っています。

○武井座長 ありがとうございます。

では、お名前も出ていましたので、経産省の高木さんからまずお話をいただいて、それから文化庁さんにお話をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○経済産業省（高木課長） 経済産業省コンテンツ産業課の高木です。

今、御質問いただいたJACCにつきましては、経済産業省でも設立時に委託費を付けてまして、その後は、VIPOというNPO法人が運営をしていますけれども、コンテンツ業界のいろいろなジャンルのもを横断的に検索できるデータベースになっております。

英語版もあります。それからキャラクターですとか、キーワードで検索をして、連動して検索を進めていくこともできます。

例えば『君の名は』が好きなのは『君の名は』を入れると『君の名は』の権利者だとかが出てきて、そのテーマソングを歌っていたのは、RADWIMPSだというのが出てきて、それでRADWIMPSからRADWIMPSが持っている他の曲も検索できるといったような形になっています。

ビジネス用途を前提に作っていますので、ちょっと著作者からでは権利者が分からないというお話があったので確認しようと思いますが、基本的には、権利者にコンタクトを取るためのデータベースとして海外の人も含めてユーザーとして対象に作っています。

ただ、問題は権利処理そのものができるデータベースではないので、そこから先は出てくるメールアドレスなりに連絡をして、個別に相対の交渉をしていかなければいけないと、それが楽曲であれば、作詞、作曲、著作権については、JASRAC、レコードであれば、レコード協会等のやりとりになっていくと思いますけれども、そういう意味で、JACCも、もちろん今回の一元処理の中に連動していければと思っていますが、基本的には、音楽であれば、既存の権利処理をやっている団体の一元化をどうするかということと、あとは、そういうところに登録していない、UGCのネットクリエイターも含めてだと思っていますけれども、そういう方の情報をどうやって入れていくかということだと思っています。

文化庁さんからも御紹介がありましたが、データベースをどうするかについては、私どもの委託費を使って、今、調査研究もしております、既存のデータベースをどう連携させていくか、落合委員がおっしゃったUIなどもすごく難しい問題だと思っていますので、そういったこともできる限り調べていきたいと思っています。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

では、文化庁様、お願いします。

○文化庁（中原審議官） ありがとうございます。

まず、探索システムのところの点についてでございます。山田政務官の御指摘のとおり、今回のデータベースにおきましては、利用者にとっての著作権者の探索のコストを軽減するというので、クリエイターの利用機会の拡大にもつなげていきたいとも思っているところでございます。

私どもの担当者も、いろんなもので検索してみたりして、真の権利者にたどり着くかどうかというようなことを実際に試してみたり、あるいは経済産業省とも連携しながら検討を行っております。特に、コンテンツの内容から、権利者の情報というものにどのようにたどり着けるかということも含めて、技術の状況も含めて検討させていただいているところでございます。

1点だけ申し上げておくと、これは、いろんなデータベースをつなげていくことを考えなければいけないのですけれども、ユーザーにとっての利便性の向上ということを見ると、色々なことが考えられるわけですけれども、私ども著作権法を所管する立場からは、まずは権利処理の観点から最低限必要なものは何かという視点を基本として、権利情報の統一とか、フォーマットの標準化とか、あるいはそれぞれのデータベースにデータを紐付けるような、必要なIDやコードに関するルール等に配慮をしていきたいと思っております。

2番目のデジタル著作権のところについてでございます。

我々は、先生の御指摘を心の底に秘めながら検討を行っているところでございます。

率直に申し上げますと、ここまで来るのも、結構、いろいろな議論をしまりましたので、直ちに先生が目線の高いお考えに完成されたお答えをすることができずに大変恐縮なのでございますけれども、しかし、今回の新しい権利処理を作って、事実上、この新しい仕組みの中で権利処理が円滑に進んでいくようになれば、ある種、既存の制度以上に使われるような規定というものを作ることができるのではないかと考えております。

したがって、本日、冒頭から牧島大臣、夏野先生、落合委員、林先生を始め、多くの貴重な御指摘をいただいたところなのですけれども、DX時代にふさわしいテクノロジーニュートラルで、そして、山田政務官も御指摘のように、将来を見据えて、何か将来に技術の変化があったときに、また、いちいち法改正をして、更にまた、法改正をしてというようなことにならないような、そういった改正というのを目指していきたい。

その際に、一定のルールの中で、権利者とユーザーのインセンティブが適切に均衡するような制度というものを作っていきたくて考えておまして、すみません、十分なお答えにはなっていないと存じますけれども、御指摘のような問題意識を心の底に秘めて検討を進めてまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○武井座長 ありがとうございます。

では、続きまして、堀委員、お願いします。

○堀専門委員 御説明ありがとうございました。

大変文化庁様の意欲的な取組を拝察いたしまして、これで、簡素で一元的な権利処理のための、横断的な仕組みができるということに関して非常に期待しております。

2点ほど御質問なのですが、1つは、政務官も含め、また、他の皆様方からもお話がありましたように、デジタルでユーザーにとっても使いやすい、権利者にとっても権利処理に応じやすい、あるいは、そうした皆様が参加して拡張可能性の高いような形で、デジタルでどんどんつなげていくということが理想とされているとお伺いしました。

ここで、一元的な窓口組織というものが予定されていると思うのですが、誰が運営することが想定されているのか、また、その方向性というか、窓口組織の運営の方向性をどのように御議論して進めていかれる御予定なのかということ、まずお伺いしたいと思っております。

もう一つは、やはり、もともと一元的で権利処理、権利が不明確なものも含めて、ここでまとめていくというような考え方からしますと、裁定制度が非常に重要になってくるのかなとも思って聞いておりました。件数も相当なものに上っていくということを見据えた上で、オンラインでも完結するような裁定が行われるのかどうか、あるいはデジタルな情報とも連携することによって審査・調査の御負担を減らすということができるとか。

ひいては、供託金や求償金ということについても、この負担にならないような形で申請者の方が、これを積極的に活用できる仕組みになるのかどうか、その辺りの裁定制度の見直しの方向性について、もし御議論されていることがあれば、教えていただければと思います。

○武井座長 ありがとうございます。

では、文化庁様、お願いいたします。

○文化庁（中原審議官） 堀先生、御指摘ありがとうございます。

まず、一元組織の運営でございますけれども、これはもう、御推察のとおり一定の管理運営コストが生じるものと考えられるところでございまして、したがって、この分野横断データベースを活用することで管理運営コストを最小限にしていくとか、あるいはデータベース利用、探索支援、権利処理支援に伴う手数料収入とか、あるいは受益者である利用者の方からの一定の負担など、持続可能な仕組みとすることが必要だと思っております、また、この組織には、その想定される利用場面に応じた利用者がある程度参画する可能性というのも考えていく必要があるのだろうなと思っております。

デジタル時代でございますので、重装備な、何かどんがらを建てるというような発想ではなくて、効率的な組織運営が可能となる仕組みを考えていきたいと思っております。

裁定制度につきましては、まさしく、今回新しい権利処理の仕組みができますと、この中の1つとして、既存のものを吸収していくような形になるのではないかと考えています。

オンラインだけで完結することがどこまでできるか、審査手続、その探索のコストをど

ここまで下げることができるかということにつきましては、私、気持ちとしては、もう先生のおっしゃったことにもイエス・ウィー・キャンと言いたいところなのですが、しかしちょっとこれは、論理的に考える問題というよりは、実際の場面、場面に応じて適切な配慮ができるかという、どちらかという事実の問題だと思っていますので、利用の形態として想定される場面を丁寧に推察しながら、制度の構築に努めていきたいと思っています。

○堀専門委員 ありがとうございます。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、大槻委員、お願いいたします。

○大槻委員 ありがとうございます。

2点あったのですが、1点は、堀委員がおっしゃった裁定制度のところだったので、ここは、是非これからUGC中心に個人の方々に配慮した形で、より迅速な解決ができるようなオンラインを使った仕組みづくりということをお願いできればとだけお伝えできればと思います。

もう一点質問なのですが、同じく、個人の方々のコンテンツ作成についてなのです。今回の一元処理というのは、あくまで利用したい方々が探索して、権利者を突き止めて利用できるという、その促進にかかっていると思うのですが、もう一つの側面として、ポテンシャルに権利を侵害された方々に対して、この仕組みがうまく利用できるのでしょうかということをお教えください。

これだけユーチューバーが人気を博している中だと、将来的には、そういった個人のコンテンツ作成というのが大きなウエイトを占めてくるのかと思います。そういう人たちは、必ずしもこういった著作権法関連に長けている方々ではないでしょうし、法務部門もないので、そういった人たちが、自分たちが権利を侵害されていそうだったら検索をして、あるいは理想的にはアラートが鳴ったりするといったのかなとも思ったりするのですが、そういった形で、個人の権利者の方々が保護されやすいような仕組みというのは、この将来的には可能にならないのでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○武井座長 では、よろしく申し上げます。

○文化庁（中原審議官） 御指摘ありがとうございます。

今回の簡素な一元的な処理の仕組みといったようなものにつきましては、まさしくクリエイター、UGCの皆様の利便性といったものにも資するというのは、1つの大きな目的でございます。したがって、御指摘の点について申し上げますと、著作権侵害があつて、例えば侵害訴訟を打ちましようというときに、実際に侵害があつたのかどうかといったようなことを請求する側で挙証するといったような場合、あるいは著作権者の認証や意思確認を求められるケースなどにおきまして、こういうデータベースがありますよといったようなことが、速やかな取り締まりを可能と、立証を容易化するという効果を働かせるといっ

た形で機能するといったことも考えられるものと思いますので、その意味では、このデータベースを活用していただくことが、侵害の局面において有効に働くことがあるのではないかと考えていますし、私どもとしても、そうした形で機能するようなものを目指していきたいと考えてございます。

○大槻委員 ありがとうございます。

○武井座長 ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

では、落合先生、お願いします。

○落合専門委員 いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございます。

私の方で、総務省様と文化庁様の方に1点ずつ伺いたいなと思ったことがあります。総務省様との関係では、先ほども通信事業者の話等々も林先生の方から質疑をしていただいておりますけれども、放送のネット配信という観点では、同時配信等だけではなく、いわゆるオンデマンドのような形になるものも含めてコンテンツ利用というのは考えられるところかなと考えております。こういった点も含めて放送事業者の方では意見をまとめて、納得して使っていただけるような形で議論に参加できているかというのを伺えればと思います。

文化庁様の方には、非常に前向きに取り組んでいただいておりますので、実際、今回の取りまとめについては、大体ここ数か月、既に7回開催していただいておりますので、大体12月ぐらいを目途にと、こういう形で御検討されているということで、よろしかったでしょうか。この2点でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

では、総務省様、文化庁様から、それぞれお願いいたします。

○総務省（藤野審議官） 落合先生、ありがとうございます。総務省の藤野でございます。

本件の検討は、放送事業者側からすると、非常に前向きな取組を鋭意進めていただいているということで、感謝を申し上げる立場であるわけですがけれども、権利者の納得が得られるような形でサステイナブルなやり方でなければいけない、というのが1つあります。さらに、具体的にどれぐらいの金額をどこで払うかとか、具体論がかなり重要だと考えておまして、特に放送事業者側の問題意識の持ち方というのは、分野によって、例えば、ドラマを作るとき原作とか、そのような分野で集中管理の度合いが低いことに問題意識が強いので、そういうところがいかに改善されて円滑にいくかというところで非常に期待しております。そういう形で数々の御協力をさせていただいているところでございます。ありがとうございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。是非、また、そういった料金の点だったりとか、も含めて、一昨年ぐらいからずっと議論をしていたと思いますので、そういった懸念点等は、適切にまとめてお伝えいただければと思います。制度の利用者の1つの重要な部分として放送事業者等がいると思いますので、是非よい形になるように進めていただければと

思っております。

○総務省（藤野審議官） ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。

○武井座長 では、文化庁様、お願いいたします。

○文化庁（中原審議官） 落合先生の御指摘のとおり、年末に取りまとめることを想定してございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。非常に迅速な御対応に感謝申し上げます。

○武井座長 ありがとうございます。

では、林委員、お願いいたします。

○林専門委員 ありがとうございます。

文化庁様に中間取りまとめの最後に付いている図について、方向性の確認をさせていただきたいのですが、まず1点目は、一元的な窓口というのは、既存のデータベースとかを1個にまとめるということを保ずしも言っているのではなくて、それぞれあるものをつなげる、また、そこに新しく個人で追加するというのも含めての一元であって、物理的に1個にまとめますというようなことではないということを確認したいと思います。

それから、2つ目の質問なのですが、ここに書かれている探索ですとか、意思表示とか、権利処理の仕組みとか、それぞれの許諾手続のところをつなげる話は、対価還元も含めて、原則ペーパーレスで、オンラインで行うことを原則として方向性をお考えになっていると理解してよろしいでしょうか。これは、裁定制度も含めてです。

○武井座長 ありがとうございます。

では、文化庁様、お願いいたします。

○文化庁（中原審議官） 一元的な窓口というところは、冒頭申し上げましたように、機能として、ファンクションとして一元的にあるということで、何かデジタル空間上にどんがらを1つ大きく建てようと、そんな発想ではございません、うまくつなげていこうという発想でございます。

そして、この個別の許諾手続、新しい処理の仕組みというのは、デジタルを基本として、完結するといったようなことを目指していきたいと考えてございます。

○林専門委員 すみません、意思表示のところもデータベースで確認できるということでしょうか。

○文化庁（中原審議官） 意思表示の在り方につきましては、先ほど御説明を申し上げましたとおり、現在ある、例えばクリエイティブ・コモンズの方法とか、あるいは自由利用マークの方法とか、あるいはプラットフォーム上でやる方法とか、いろいろなものがございまして、そういったものを中心に今後どういったものが適切かということを考えていきたいと考えてございます。

○林専門委員 ありがとうございます。今後の詰めの方角性としましては、オンライン上で意思表示を確認して、その利用条件を確認した上で、許諾を受けるということができるようになれば、それとひも付いて対価還元もできるようになります。是非ともそれは、今、

技術上できることですので、法律を作らなくても技術でできることなので、アーキテクチャーで解決する方の取組で、是非総務省様にも御協力いただいて、ここは実現を早めていただきたいと思います。

そして、個別の許諾手続でうまく回っている分野があるのであれば、そこはコネクトをしていただければ、良いことだと思いますので、そういうところを排除することなく、全体最適のシステムがDX上でできるようにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○武井座長 よろしく願いいたします。

では、小林副大臣、よろしく願いいたします。

○小林副大臣 皆さん、お疲れさまです。すみません、途中からで。

中原審議官がやっただけなので、何の心配もしていないのですけれども、大変前向きに進めていただいているということで、本当にありがとうございます。

私自身も夏野さんから、党側で受けて、林さんと一緒に整理をしたという案件で、大変思い入れも強いのですけれども、総務省と文化庁でかなりコミュニケーションを取りながらやっただけなので、ということだと思っています。

ここから、かなり関係者が広い分野に入ってくるので、勝負どころだと思いますけれども、是非丁寧に、かつスピーディーにやっただけをお願いしたいということと、先ほども、テクノロジーで解決できるところはなるべくテクノロジーで解決しましょうということが、重要なポイントかなと思っていますので、我々も全力でサポートしますし、委員の先生方からも、いいお知恵を引き続きいただきながら、実現に向かって何とかできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○武井座長 では、よろしいでしょうか。

では、一通りいろいろな御議論が出たかと思っていますので、本日の議題を総括いたします。

本日は、文化庁様より、文化審議会において御審議いただいております「簡素で一元的な権利処理」の在り方について、御説明をいただきました。様々な権利者、利用者の御意見を踏まえ、熱心に御議論いただいておりますので、誠にありがとうございます。

今後、本件については具体的な措置を採っていく段階に移ってまいりますけれども、先ほど小林副大臣からの話にもございましたけれども、引き続き前向きにお取組みいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、よろしければ、本日の審議はこれにて終了させていただきます。

文化庁様、内閣府様、総務省様、経済産業省の皆様には、丁寧な御説明・御対応をいただきまして、誠にありがとうございます。

では、以上で、本日のワーキング・グループを終了いたします。